

I. 仕様書概要

1. 調達物品名及び構成内容

インクライン移設 一式

(構成内訳)

インクライン 本体 (移設)	2 基
同上用制御装置及び電気工事	1 式
インクライン移設に伴うレール改修工事	1 式
チェンブロック及びレール撤去作業 (解体、搬出を含む)	1 式
インクラインの移設前点検及び移設後点検	1 式
養生	1 式

2. 工事概要

(旧) 牛枝肉冷却室に設置しているインクライン 2 基を、懸肉室に 1 基、枝肉通路に 1 基移設することで、高さの異なる 2 つのレール間の豚枝肉の移動を容易にする。インクライン移設に伴い、インクライン前後のレールの改修及び制御装置や電気工事を行う。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までの操業日ではない日とする。なお、インクラインの設置及びレール改修工事については、令和 8 年 12 月 29 日から令和 9 年 1 月 3 日までとする。

4. 業務の詳細

(1) 発注者との協議

受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密に協議しながら進めること。打ち合わせを行った際は、受注者は速やかに議事録を作成し、発注者に提出すること。

(2) 別業者との連絡調整

受注者は、発注者が別途発注する冷蔵冷凍設備改修工事の業者と、工事日程について十分に調整を図ること。

(3) 養生

搬出入場所、搬出入経路上及びそれら隣室への扉など、損傷や汚染の恐れのある全ての場所に養生を施すこと。防火消防設備の使用に支障が生じないようにし、その他特別な配慮が必要な場合や、やむを得ない事由により養生ができない場所については、発注者と協議のうえ養生を実施するものとする。また、損傷や汚染

した際には、直ちに補修や清掃を行うこと。

(4) 移設前点検

インクラインは、移設前点検を行うこと。また、インクラインについては清掃すること。

(5) 移設後点検

発注者の立ち合いのもと、移設前後で同等の性能が得られていることを確認のうえ、発注者に引渡すこと。ただし、同等の性能が得られない原因が、部品の経年劣化等のやむを得ないものと判断される場合には、発注者の承諾を得たうえで引き渡すこと。